

**問 題** 司法書士法務一郎は、平成 29 年 7 月 25 日に事務所を訪れた別紙 1 の登記事項証明書の株式会社（以下「申請会社」という。）の代表取締役から、別紙 1 から別紙 4 のほか必要書類の交付を受け、別紙 5 のとおり事情を聴取した。

司法書士法務一郎は、登記すべき事項や登記のための要件などを説明したところ、同日申請することができる登記の申請について必要な登記申請書の作成及び登記申請の代理を依頼された。司法書士法務一郎が当該依頼に基づいて同日本店所在地において登記の申請をする際の、登記所に提出する申請書に記載すべき事項のうち必要事項を答案用紙に記載しなさい。ただし、登録免許税額の内訳については、記載することを要しない。

（答案作成上の注意事項）

- 1 本問申請会社においては、明記されている場合を除き、定款に法令の規定と異なる別段の定めはないものとする。
- 2 別紙中、（中略）又は（以下省略）と記載されている部分は、有効な記載があるものとする。
- 3 登記すべき事項中、代表取締役の住所の記載は要しないものとする。
- 4 登記申請書に添付すべき書面は、すべて調べられており、議事録には所要の記名押印がされているものとする。
- 5 登記申請書に添付すべき書面について、他の書面を援用することができることが明らかなきは、これを援用しなければならない。
- 6 解答欄に記載すべき事項がない場合には、該当の解答欄に斜線を引く。

別紙 1

登記事項証明書の内容

商号	辰巳商事株式会社東京		
本店	東京都千代田区西神田二丁目 2 番 2 号		
公告をする方法	官報に掲載してする。		
会社成立の年月日	平成 18 年 4 月 1 日		
目的	1 事務用機器の販売 2 前号に附帯する一切の事業		
発行可能株式総数	1000 株		
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 300 株		
	各種の株式の数		
	普通株式	100 株	
	甲種類株式	200 株	
資本金の額	金 200 万円		
株式の譲渡制限に関する規定	<p>当会社の株式を譲渡により取得するには当会社の承認を要する。</p> <p>当会社の株主が譲渡により当会社の株式を取得する場合には、当会社の承認があったものとみなす。</p>		
発行可能種類株式総数及び発行する各種の株式の内容	<p>普通株式 600 株</p> <p>甲種類株式 500 株</p> <p>甲種類株主は、いつでも当会社に対して甲種類株式を金 2 万円で取得することを請求することができる。</p>		
役員に関する事項	取締役	甲野一郎	平成 27 年 6 月 29 日重任
	取締役	乙野次郎	平成 27 年 6 月 29 日重任
	<u>取締役</u>	<u>丙野三郎</u>	平成 26 年 6 月 29 日就任 平成 27 年 9 月 10 日死亡
	取締役	丁野四郎	平成 27 年 9 月 10 日就任
	取締役	戊野五郎	平成 28 年 6 月 28 日就任
		東京都新宿区高田馬場三丁目 3 番 3 号	
	代表取締役	甲野一郎	平成 27 年 6 月 29 日就任

監査役 黒田 苦 勞

平成 25 年 6 月 28 日 就任

監査役設置会社に関する事項 監査役設置会社

登記記録に関する事項 設立

## 別紙 2

## 平成 29 年 5 月 15 日臨時株主総会の議事概要

株主総数	9 名（普通株式の株主 3 名，甲種類株式の株主 6 名）
議決権を有する株主数	9 名
その議決権数	300 個
議決権を有する出席株主	8 名
その有する議決権数	230 個（普通株式の株主 2 名，甲種類株式の株主 6 名）

## 第 1 号議案 定款変更の件

議長は，下記の通り定款第 1 条に規定する当会社の商号を変更したい旨を述べ，その可否を諮ったところ，全員異議なく承認可決した。

変更前	変更後
(商号) 第 1 条 当会社の商号は，辰巳商事株式会社東京と称する。	(商号) 第 1 条 当会社の商号は，株式会社辰巳商事東京支部と称する。

## 第 2 号議案 定款変更の件

議長は，千代田商事株式会社との事業提携に向けて，定款第 2 条の目的を以下のように変更したい旨を述べ，その可否を諮ったところ，全員異議なく承認可決した。

変更前	変更後
(目的) 第 2 条 1 事務用機器の販売 2 前号に附帯する一切の事業	(目的) 第 2 条 1 O A 機器の販売 2 L A N 工事の受託 3 前各号に附帯する一切の事業

## 第 3 号議案 定款変更の件

議長は、定款第 18 条の株式の譲渡制限に関する規定を次のとおり変更したい旨を述べ、その可否について諮ったところ、賛成 1 名（この議決権 155 個）により、承認可決した。

変更前	変更後
(株式の譲渡制限に関する規定) 第 18 条 当会社の株式を譲渡により取得するには当会社の承認を要する。 ②当会社の株主が譲渡により当会社の株式を取得する場合には、当会社の承認があったものとみなす。	(株式の譲渡制限に関する規定) 第 18 条 当会社の株式を譲渡により取得するには当会社の承認を要する。 ②当会社の株主が譲渡により当会社の普通株式を取得する場合には、当会社の承認があったものとみなす。

## 第 4 号議案 監査役選任の件

議長は、本年 5 月 1 日に監査役黒田苦勞が死亡したことを述べ、本総会において後任者を選任したい旨を述べたところ、赤橋花子を推す旨の発言が議場よりあり、その選任の可否を諮ったところ、全員異議なく承認可決した。

赤橋花子は、席上直ちに就任の承諾をする旨の発言をした。

(一以下、省略一)

別紙 3

平成 29 年 6 月 28 日 定時株主総会の議事概要

株主総数	9 名（普通株式の株主 3 名，甲種類株式の株主 6 名）
議決権を有する株主数	9 名
その議決権数	300 個
議決権を有する出席株主	8 名（普通株式の株主 2 名，甲種類株式の株主 6 名）
その有する議決権数	230 個

第 1 号 平成 28 年度計算書類の承認の件  
(一中略一)

第 2 号 募集株式発行の件

議長は、下記の内容で募集株式を発行したい旨を述べ、その可否を諮ったところ、全員異議なく承認可決した。

募集株式の発行に関する件

i 募集株式の数

甲種類株式 100 株

ii 募集株式の払込金額

金 1 万円

iii 払込の期間 平成 29 年 7 月 1 日から同月 5 日

vi 増加する資本金の額及び準備金の額

資本金 金 100 万円

資本準備金 金 0 円

第 3 号 募集株式発行の件

議長は、下記の内容で募集株式を発行したい旨を述べ、その可否を諮ったところ、全員異議なく承認可決した。

募集株式の発行に関する件

i 募集株式の数

普通株式 400 株

ii 募集株式の払込金額

金 1 万円

## iii 募集株式の発行方法

普通株式を有する株主に割当を受ける権利を与える。

## iv 引受の申込みの期日

平成 29 年 6 月 30 日

## v 払込の期間 平成 29 年 7 月 1 日から同月 5 日

## vi 増加する資本金の額及び準備金の額

資本金 金 400 万円

資本準備金 金 0 円

## 第 4 号 募集株式発行の件

議長は、下記の内容で募集株式を発行したい旨を述べ、その可否を諮ったところ、全員異議なく承認可決した。

## 募集株式の発行に関する件

## i 募集株式の数

普通株式 100 株

## ii 募集株式の払込金額

金 1 万円

## iii 募集株式の発行方法

甲種類株式を有する株主に割当を受ける権利を与える。

## iv 引受の申込みの期日

平成 29 年 7 月 3 日

## v 払込の期間 平成 29 年 7 月 8 日から同月 12 日

## vi 増加する資本金の額及び準備金の額

資本金 金 100 万円

資本準備金 金 0 円

## 第 5 号 定款変更の件

議長は、下記定款第 25 条の代表取締役の選定に関する規定を廃止したい旨を述べ、その可否を諮ったところ、全員異議なく承認可決した。

変更前	変更後
(代表取締役の選定) 第 25 条 当社は、取締役の互選により代表取締役 1 名を定める。	【削る】

第 6 号 取締役選任の件

議長は、取締役の任期満了による後任者選任の必要がある旨を述べ、その選任について諮ったところ、甲野一郎、乙野次郎及び丁野四郎を推す旨の発言が議場よりあり、その選任の可否を諮ったところ、全員異議なく承認可決した。

なお、被選任者は直ちに就任を承諾した。

(一以下、省略一)



別紙 4

平成 29 年 7 月 15 日に取締役甲野一郎と乙野次郎の合意によって定めた事項

決定事項 1 支店の設置

平成 29 年 7 月 20 日付をもって、東京都新宿区西新宿一丁目 4 番 4 号に支店を設置する。

決定事項 2 支配人選任

決定事項 1 で設置する支店に、支配人として取締役戊野五郎（住所 東京都府中市本町一丁目 2 番 3 号）を置く。

(一以下、省略一)

別紙 5

司法書士の聴取記録

- 1 平成 29 年 5 月 1 日に監査役黒田苦勞が死亡し、その旨の記載のある戸籍事項証明書が同居の家族から申請会社に提出されている。
- 2 別紙 2 及び別紙 3 の株主総会は甲野一郎が議長を務め、当該総会にかかる議事録には、甲野一郎の記名押印（登記所届出印）がある。
- 3 赤橋花子は、平成 29 年 5 月 16 日に、就任承諾書（氏名住所の記載があり、市区町村登録印が押印されている）を提出している。
- 4 別紙 3 第 2 号議案に関し、平成 29 年 6 月 29 日に募集株式について山田二郎が、申請会社と総数を引き受ける旨の契約を締結した。  
山田二郎は、同年 7 月 3 日に引受にかかる募集株式について全額の払込みを指定された銀行において行った。
- 5 別紙 3 第 3 号議案に関し、平成 29 年 6 月 30 日に募集株式について申請会社の普通株式を有する株主全員が引受の申込みを行った。  
引受を行った株主全員は、同年 7 月 3 日に引受にかかる募集株式について全額の払込みを指定された銀行において行った。
- 6 別紙 3 第 4 号議案に関し、平成 29 年 7 月 3 日に募集株式について申請会社の甲種類株式を有する株主全員が引受の申込みを行った。  
引受を行った株主全員は、同年 7 月 12 日に引受にかかる募集株式について全額の払込みを指定された銀行において行った。
- 7 取締役丁野四郎は、平成 26 年 6 月 29 日の定時株主総会で補欠取締役として選任され、平成 27 年 9 月 10 日に取締役であった丙野三郎の死亡によって就任した者である。
- 8 取締役戊野五郎は、平成 28 年 6 月 26 日に開催終了した定時株主総会で選任され、同月 28 日に就任の承諾をした者であり、別紙 1 記載の取締役戊野五郎及び丁野四郎以外の他の役員は選任と同時に就任した者である。
- 9 登記すべき事項に関して甲種類株式の種類株主総会の決議を要する場合には、すべて適法に当該決議がなされ、当該決議に関する種類株主総会議事録が作成されている。なお、当該種類株主総会及び別紙 2 並びに別紙 3 の株主総会以外に、申請会社においては平成 29 年に株主総会及び種類株主総会は招集されていない。
- 10 別紙 4 決定事項 1 に係る支店の設置は、決定事項通りになされた。
- 11 申請会社の定款には、次のような定めがある。

- ① 定時株主総会における議決権行使にかかる基準日は3月31日とする。
- ② 事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
- ③ 取締役の員数は4名以上、監査役の員数は1名以上とする。
- ④ 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- ⑤ 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- ⑥ 当会社の補欠役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議の日から2年以内に終了する定時株主総会の開始の時までとする。
- ⑦ 業務執行権を有する取締役は、設立時からの取締役である甲野一郎及び乙野次郎として、当会社の業務執行の決定は同人らの全員一致によってする。